

介護予防事業所重要事項説明書

1. 事業所の名称及び住所

- 名称 檜葉町社会福祉協議会 介護予防事業所
- 住所 檜葉町大字北田字鐘突堂5-5

2. 管理者氏名

- 管理者 福井 光治 (0240-25-4157)

3. 施設の方針

- 私たちは、いつも明るく誠意をもって利用者に接します。
- 私たちは、利用者の安全に十分注意し事故防止に努めます。
- 私たちは、利用者及びご家族にご満足いただけるサービスの提供に努めます。

4. 営業日及びサービス提供時間

- 営業日 月曜日から金曜日まで（祝祭日、年末年始を除く）
- サービス提供時間 9時15分から11時15分まで
13時45分から15時45分まで

5. 定員

- 当事業所の利用定員は1単位あたり15名とします。

6. 通常の事業の実施地域

- 通常の事業の実施地域は檜葉町全域とします。

7. サービスの内容

提供するサービスの内容は次のとおりです。

- 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所職員がお届けする利用票を参考にしてください。
- ご利用場所 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-5
檜葉町保健福祉会館 3階
- ご利用可能設備等 機能訓練室96㎡、老人室33㎡、トイレ1ヶ所、

送迎車両2台（ワゴン車2台）

- サービス内容 介護予防計画書または居宅サービス計画書に沿って次のサービスを提供します。

- ・送迎サービス
- ・バイタルチェック
- ・介護予防運動（マシン運動）
- ・その他各種運動

8. サービススタッフ及び職務の内容

- 管理者1名（他業務との兼務）
管理者は、利用者の相談対応・介護予防計画または居宅サービス計画書の作成・事業の企画及び事務処理を行います。
- 運動指導員1名以上
運動指導員は、管理者を補佐するとともに、利用者のバイタルを確認し利用の有無を決定するとともに、利用者への介護予防運動の指導等を行います。
- 介助員1名以上
介助員は、運動指導員を補佐し、介護予防運動の補助を行います。

9. 料金

- 基本単価

介護度	事業対象者	要支援1	要支援2
基本料金	2,000円	2,100円	2,200円

介護度	要介護1	要介護2	要介護3
基本料金	2,600円	2,900円	3,200円

- 自己負担額は、負担割合証に応じて上記の1割、2割、3割の額となります。
 その他の行事等に掛かる経費は、自己負担となります。（実費）

10. キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金が掛かります。

- 当日の朝8時30分までに連絡をいただいた場合 無料
- 上記の時間まで中止の連絡がなかった場合 上記自己負担（円）
- 連絡先（0240-25-4155）

11. 準備物

ご利用の際、次の物を準備願います。

- ①初回利用の際、連絡帳をお作りいたしますので、利用の際は必ずご持参願います。また、その日のバイタルや次回の送迎時間、連絡事項が記入してありますので必ずご確認ください。
- ②上履きをご持参願います。なるべく運動靴等をご利用下さいますようお願い申し上げます。スリッパは転倒する危険がありますので、使用しないようお願いいたします。
- ③貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。万が一紛失等が発生しても責任を負いかねます。また、帰宅の際は、荷物に誤って他人の物が入っていないかご確認ください。

12. 健康上の理由による中止

- 医師の診断書の内容により、サービスの提供をお断りする場合があります。
- 風邪、病気の際は、職員の判断によりサービスを中止することがあります。
- ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、必要に応じ救急車の手配・家族への連絡・主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

13. 相談、要望、苦情等の窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等は、下記の窓口までお申し出下さい。

檜葉町社会福祉協議会 事務局 0240-25-4157

檜葉町役場 住民福祉課 介護保険係 0240-23-6102

※ 受付時間 月～金曜日（年末年始を除く）8：30～17：15